

2008年12月12日
郵便事業株式会社

鉄道コンテナ便の残留事故発生に関する報告について

- 1 平成20年11月27日(木)に発覚した鉄道コンテナ便(以下「コンテナ便」といいます。)の残留事故発生に関し、郵便事業株式会社は、12月3日(水)に総務省から、12月4日(木)に国土交通省から、本件事案の調査状況、原因分析、再発防止策及び対処方針等につき報告を求められました。これを受け、本日、総務省及び国土交通省に報告書を提出しました。

このたびの件に関しまして、お客さまに多大なご迷惑をおかけし、郵便事業に対する信頼を損ねる事態をもたらしたことにつきまして、改めて深くお詫び申し上げます。
- 2 今回、残留した郵便物は115,910通(送達に余裕を承諾いただいた第1種及び第2種普通郵便物)で、内訳は社会保険庁様差出しの「ねんきん特別便」が45,000通、このほかに企業等のお客さまから差し出された郵便物が70,910通でした。
- 3 本件事案に係る弊社新越谷支店から弊社新大阪支店へのコンテナ便の運送は、弊社関東支社から中央通運(株)に委託契約しています。この契約により、弊社新越谷支店から越谷貨物ターミナル駅への運送は中央通運(株)が行い、越谷貨物ターミナル駅から梅田駅へは日本貨物鉄道(株)に、梅田駅から弊社新大阪支店へは(株)合通に、中央通運(株)からそれぞれ運送を再委託していました。
- 4 今回の残留事故の主な原因は次のとおりです。

なお、(1)～(3)は受託会社からの報告によるものです。

 - (1) (株)合通は、配達伝票を紛失した上、中央通運(株)からのFAXによるコンテナ便の到着確認を怠っていました。また、(株)合通は、日本貨物鉄道(株)から当該コンテナ便が駅構内に保管されている旨の連絡を受けながら、確認を十分に行っていませんでした。
 - (2) 中央通運(株)は、(株)合通からのFAXによるコンテナ便の運送完了確認を漏らしていました。
 - (3) 中央通運(株)及び(株)合通ともに、日本貨物鉄道(株)のJR貨物予約システムから提供されるコンテナ便の現状(ステータス)が「着駅到着」と長らく表示されたままであるの見逃していました。
 - (4) 弊社新大阪支店は、当該コンテナ便の到着確認を行っていませんでした。
- 5 これらの原因を受け、以下の再発防止策を講じてまいります。
 - (1) 当面の対策
 - ア 支店間で既定のコンテナ便を差し立てた旨の連絡を実施することとします。また、到着支店では、日々の到着確認を徹底します。
 - イ 受託会社は運送完了報告を差立支店に行い、この報告に基づき差立支店は、到着支店への到着確認を行うこととします。
 - (2) 今後の対策
 - ア 弊社支店において全ての運送便の運行状況等が把握できるシステムを構築することとします。
 - イ 現在、支社で契約を行っている鉄道コンテナ運送については、今後、本社契約に変更し、一元的に管理することを検討します。

- 6 今回残留した「ねんきん特別便」については、差出人様のご了解を受けて謝罪文を添えて12月4日(木)から12月5日(金)までに配達を完了しています(返還、転送分を除きます。)
- このほかの郵便物につきましても、12月5日(金)までに差出人様にお詫びの上、説明を行ったところであり、すべての差出人様にご了解をいただけるよう、誠意を持って取り組んでいるところです。
- なお、今回報告した文書のうち、総務省に提出したものを参考に配布いたします。
- 7 郵便事業株式会社といたしましては、本件を重く受け止め、責任を明確にするため、代表取締役会長、代表取締役社長、取締役副社長、関係常務執行役員の幹部4名については、それぞれ報酬月額額の10分の1、1か月分を自主的に返納することとしております。そのほか関係社員の処分については、事実関係を調査した上で検討いたします。また、業務委託事業者の中央通運(株)に対しては、事実関係を踏まえ、契約に基づいて必要な措置を行います。

以 上